

訪問看護ステーションこばだけ 料金表

医療保険(精神以外)

以下の①②③④⑤⑥⑦の項目を合算したものの1割～3割分がご利用料金となります。

①基本料金

医療保険は10円未満は四捨五入

項目	利用料金	算定要件	1割負担	2割の方は2倍で計算 3割の方は3倍で計算
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550円	週3日目まで 1日1回につき	560円	
	6,550円	週4回目以降 1日1回につき	660円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	2,780円	週3日目まで 1日1回につき	280円	
	3,280円	週4回目以降 1日1回につき	330円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500円	外泊中の訪問看護(管理療養費なし)	850円	

※(Ⅰ)(Ⅱ) 准看護師の場合は料金が異なります

※(Ⅱ) 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

②管理療養費

	利用料金	算定要件	1割負担	2割の方は2倍で計算 3割の方は3倍で計算
月の初日	7,440円		740円	
2日目以降(1日につき)	3,000円		300円	

③基本療養費の加算

項目	利用料金	算定要件	1割負担	2割の方は2倍で計算 3割の方は3倍で計算
緊急訪問看護加算	2,650円/日	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合	270円	
難病等複数回訪問加算	4,500円	1日2回	450円	
	8,000円	1日3回以上	800円	
長時間訪問看護加算	5,200円	特別な管理を必要とする利用者、特別指示書の交付を受けた利用者が対象	520円	
複数名訪問看護加算	4,500円	看護師・准看護師・看護補助者で異なる	450円	
夜間・早朝訪問加算	2,100円	夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)	210円	
深夜訪問加算	4,200円	午後10時～午前6時	420円	

※ 難病等複数回訪問看護加算・複数名訪問看護加算は、同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合料金が変わります

④管理療養費の加算

項目	利用料金	算定要件	1割負担	2割の方は2倍で計算 3割の方は3倍で計算
24時間対応体制加算	6,400円/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、利用者の同意を得た場合	640円	
特別管理加算	2,500円/月	特別な管理を必要とする場合	250円	
	5,000円/月	重症度の高い場合	500円	
退院時共同指導加算	8,000円/回	退院、退所にあたり医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して指導を行った場合入院中に1回算定	800円	
退院支援指導加算	6,000円/回	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者が退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合	600円	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ支援を行った場合	250円	
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	医療関係職種間で共有して情報を踏まえ利用者や家族に指導を行い、その指導内容等を他職種に情報提供した場合	300円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月に2回)	2,000円/回	利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めで利用者宅でカンファレンスを行った場合	200円	

⑤訪問看護情報提供療養費

項目	利用料金	算定要件	1割負担
訪問看護情報提供療養費1	1,500円/月	市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合	150円
訪問看護情報提供療養費2	1,500円/月	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学・転校時に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供をした場合	150円
訪問看護情報提供療養費3	1,500円/月	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供をした場合	150円

2割の方は2倍
で計算
3割の方は3倍
で計算

⑥訪問看護ターミナルケア療養費

項目	利用料金	算定要件	1割負担
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	在宅、又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し死亡日及び死亡前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	特別養護老人ホーム等で看取り看護加算を算定している利用者に対し、ターミナルケアを行った場合	1,000円

2割の方は2倍
で計算
3割の方は3倍
で計算

⑦その他の費用

交通費	通常の業務の実施地域内で10kmを超えたら1回につき200円請求 (1km増すごとに10円加算)
死後の処置料	家族の希望で訪問看護と連携して行われる死後の処置料 10,500円

